

7福教郷第 87 号
令和7年 5月12日

福津市監査委員 木村 道也 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 福井 崇郎
(教育部郷育推進課)

令和6年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第199条第9項の規定により報告された、令和6年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第14項の規定に基づき通知いたします。

定例監査の結果に基づく措置状況について（報告）

(郷育推進課)

定例監査実施日：令和7年2月27日

監査対象年度：令和5年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 団体の規約について 課において通帳の管理を行っている団体で、規約が整備されていないケースがあった。リスク管理のため、規約の作成を行うよう努められたい。</p> <p>(2) 収入印紙について 小学校課外体験事業業務委託契約書に1万円の収入印紙が添付されているが、請負でなければ、添付の必要が無いものと思われる。今後、契約書作成時においては税務署に確認を十分に行うなど事務の適正化に努められたい。</p>	<p>(1) 団体の規約について 通帳の管理を行っている団体は、市青少年育成市民の会、市青少年指導員会及び二十歳のつどい実行委員会の3団体がある。市青少年育成市民の会及び市青少年指導員会においては組織内に監事を置き、収支管理を行っている。二十歳のつどい実行委員会においては監事を置かずに担当職員で管理をしているため、通帳の管理において規約を整備し、事務の適正化に努める。 (教育部長を監事として最終確認を行う。)</p> <p>(2) 収入印紙について 業務委託契約書が請負に当たるかどうかの調査の結果、小学校課外体験事業の業務内容は、請負契約ではなく委任契約に当たるものと解される。契約書作成時には、税務署に再確認の上、事務を適正に実施する。</p>